

船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する売買、貸借、請負その他の契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行の確保に資するため、並びに本市契約により暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）を利することとならないよう、暴力団員等（船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（同条例第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を本市契約から排除する措置について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄警察署への照会等)

第2条 市長は、警察署以外の機関等から本市における競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、又は本市と契約締結し、若しくは締結をしようとする者が、別表第1に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったとき、又は必要と認めるときは、本市を管轄する警察署に対して措置要件に該当するか否かについて照会するものとする。

(指名除外)

- 第3条 市長は、前条に基づく照会の結果、有資格業者が措置要件のいずれかに該当するときは、別表第1に定める期間、当該有資格業者に対し指名除外を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「官公需適格組合」という。）について、当該有資格業者と同一期間指名除外を行うものとする。
 - 3 市長が指名除外を行ったときは、指名除外の期間中、当該有資格業者は本市契約に係る入札に参加することはできないものとする。
 - 4 市長は、指名除外を行ったときは、当該有資格業者の一般競争入札の参加資格の取消し、若しくは入札の指名の取消し、又は落札決定の取消しをするものとする。
 - 5 市長は、指名除外を受けた有資格業者が別表第1に定められた期間を経過した後、再度照会を行い改善されたと認められたときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

- 第4条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により指名除外を行ったときは、別記様式1により当該有資格業者に通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、当該有資格業者に対する通知を省略することができる。
- 2 市長は、前条第5項の規定により指名除外の解除を行ったときは、別記様式2により当該有資格業者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

- (1) 第3条第1項の規定による指名除外の期間中の有資格業者
- (2) 有資格業者以外の者で第2条に規定する照会の結果、措置要件に該当する者
- (3) 前2号に該当する者を構成員に含む共同企業体及び官公需適格組合

(下請負の禁止)

第6条 市長は、前条各号に掲げる者が本市契約の全部もしくは一部を下請（二次下請等も含む。）し、又は受託することを承認してはならない。

(契約の解除)

第7条 市長は、本市契約の受注者（受注者が共同企業体及び官公需適格組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 措置要件に該当する者であるとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入その他の契約に当たり、その相手方が措置要件に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 前号に該当する場合のほか、市長から、措置要件に該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入その他の契約の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかったとき。

(指名除外の公表)

第8条 市長は、第3条第1項又は第2項の規定により指名除外の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

(本市契約の履行妨害又は不当要求の際の措置)

第9条 市長は、受注者又は下請業者が、暴力団等による本市契約の履行の妨害又は不当要求を受けた際は、市長への報告を求めるとともに、警察への被害届の提出を指導しなければならない。また、当該業者に対し、工程の調整、契約期間の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、受注者の下請業者が、暴力団等による本市契約の履行妨害又は不当要求を受けた際は、当該下請業者に対し受注者へ速やかに報告を行うよう、受注者に指導を求めるものとする。

3 市長は、受注者が前2項に違反した場合は、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

(関係機関への協力要請)

第10条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

措置要件	期間
1 法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合にはその者、法人その他の団体である場合には、代表者、非常勤を含む役員、支配人、支店長又はこれらに相当する職の者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき又は暴力団員等が法人等の経営に実質的に関与しているとき	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 法人等の役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 法人等の役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで

別記様式 1

第 年 月 日
号

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
様

船 橋 市 長 印

指 名 除 外 通 知 書

このたび、貴 様が下記 1 の措置要件に該当しているため、指名除外を行うこととしたので通知する。
早急に改善されるよう対処されたい。

記

- 1 該当措置要件 船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱第 3 条第 1 項による別表第 1 の○
「 (該当する措置要件を記載する) 」
- 2 指名除外の期間 年 月 日から 月 日を経過し、改善されたと認められるときまで
- 3 指名除外の効果 2 の期間、船橋市の発注する指名競争入札、一般競争入札に参加できないほか、市と随意契約を結ぶこと、及び市と契約した業者と下請契約 (二次下請等も含む。) を結ぶことはできない。

別記様式2

第 年 月 日
第 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
様

船橋市長 印

指 名 除 外 の 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け、 第 号をもって貴
に対して指名除外を行った旨を通知したところであるが、当該措置要件に該当することと
なった行為に改善が認められるため、このたび、当該指名除外を解除したので通知する。